

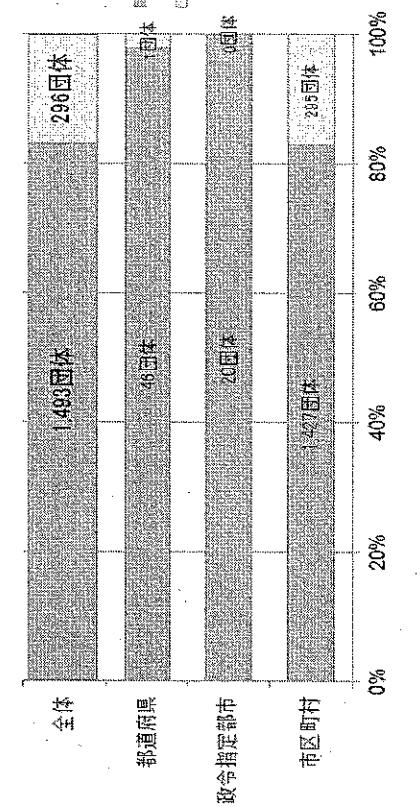
卷之三

6  
一  
來  
歸

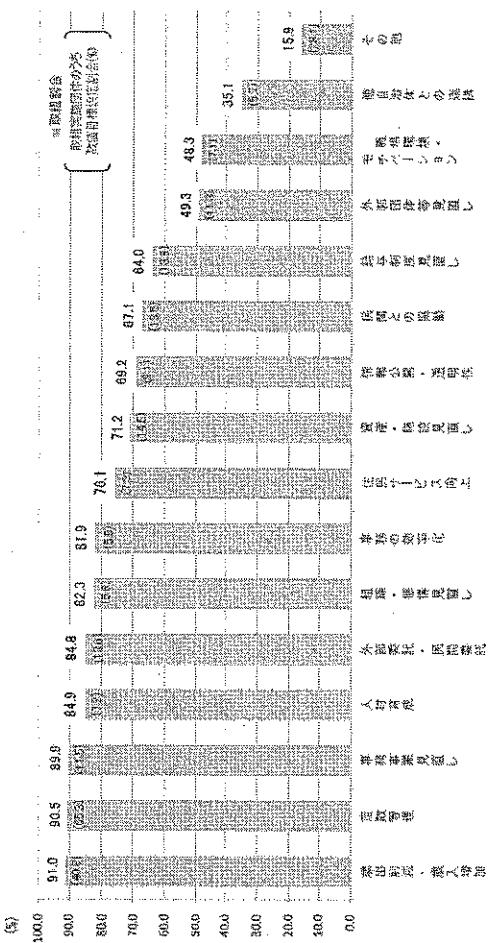
（平成24年10月1日現在）  
（性別）  
（年齢）  
（職業）  
（会員登録番号）

- ・行政改革に関して「包括的な計画・方針」、「個別的な計画・方針」など、「計画・方針」を策定している団体は1,493団体(83.5%)となつていて、都道府県、政令指定都市については、ほぼ全ての団体が「計画・方針」を策定しており、また、市町村においても80%以上の団体が策定している。
  - ・取り組んでいる割合が高い行政改革の取組は、歳出削減・歳入増加(91.0%)、定数管理(90.5%)、事務事業の見直し(89.9%)などとなつていて、数値目標を設定している割合が高い行政改革の取組は、定数管理(65.3%)、歳出削減・歳入増加(40.8%)などとなつていて、

行政改革にかかる計画・方針の有無について



取り組んでいる具体的な行政改革の取組と数値目標の設定状況



## 行政改革推進本部の設置について

平成 25 年 1 月 29 日  
閣 議 決 定

- 1 国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政改革を政府一体となって、総合的かつ積極的に推進することを目的として、内閣に行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣  
本部長代理 副総理  
副 本 部 長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣  
本 部 員 他の全ての国務大臣

- 3 本部に本部長補佐を置き、内閣官房副長官（事務）をもって充てる。
- 4 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

## 行政改革推進会議の開催について

平成 25 年 1 月 29 日  
行政改革推進本部決定

- 1 行政改革推進本部の下、行政改革に関する重要事項の調査審議等を実施するため、行政改革推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

議長代理 副総理

副議長 行政改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣

構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣及び行政改革に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

- 3 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房行政改革推進本部事務局において処理する。

- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 行政改革推進会議 名簿

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	稻田 朋美	行政改革担当大臣
	菅 義偉	内閣官房長官
	新藤 義孝	総務大臣
構成員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー＆マネージング・ディレクター
	大塚 陸毅	東日本旅客鉄道株式会社相談役
	加藤 淳子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小林 栄三	伊藤忠商事株式会社取締役会長
	田中 弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	畠中 誠二郎	中央大学総合政策学部教授
	森田 朗	学習院大学法学部教授
	渡 文明	JXホールディングス株式会社相談役

(構成員については、五十音順)